市民の皆さんからご意見を募集します（パブリックコメントの実施）

市では、次の各案件において、市民の皆さんのご意見を募集します。

【ご注意】電話での受け付けは行っていません▼ご意見は、個人情報を除いた上で、後日市ホームページで公開します▼ご意見には個別に回答しません

「(仮称)第二次東久留米市緑の基本計画案」および「東久留米市都市公園条例」の改正素案について

市では、平成10年11月に「東久留米市緑の基本計画」を策定し、計画の基本理念「水・みどり・人のネットワークづくりをめざして」に基づき、さまざまな取り組みを行ってきました。このたび計画期間の終了に伴い、「東久留米市緑の基本計画策定検討委員会」において計画の改定について検討を行い、「(仮称)第二次緑の基本計画案」を取りまとめました。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「都市公園法」における都市公園の設置基準および公園施設の設置基準、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における特定公園施設の設置基準を制定することとなりました。そこで、市では緑の基本計画の改定内容にも合わせて、「都市公園条例」の改正素案を取りまとめました。

これらの案に対して、ご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】閉庁日と休館日を除く25年1月8日(火)～28日(月)の期間に、環境政策課(市役所5階)、市政情報コーナー(同2階)、市内各図書館、市ホームページでご覧いただけます

【ご意見の提出方法】25年1月8日(火)～28日(月)の期間に(必着)、件名を「○○への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例＝30代)を記入の上、ご意見(書式は自由。A4判用紙1枚程度にまとめて)を次の方法でお寄せください。

①郵送(〒203－8555、市役所環境政策課あて)②直接同課へ持参③ファクス(470・7809)④電子メール(kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp)

詳しくは同課☎470・7753へ。

「東久留米市の道路構造等に関する条例(素案)」および「東久留米市の道路移動等円滑化基準を定める条例(素案)」などについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、道路法および「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が一部改正され、市道の構造の技術的基準、市道の高齢者等の移動等の円滑化を図るための道路構造に関する基準、市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法に関する基準を制定することとなりました。

そこで、市では道路構造等に関する条例(素案)などを取りまとめました。

これらの案に対して、ご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】閉庁日を除く12月17日(月)～25年1月11日(金)の期間に、施設管理課(市役所5階)、市政情報コーナー(同2階)、市ホームページでご覧いただけます

※閲覧のみで、配付はしてません。

【ご意見の提出方法】12月17日(月)～25年1月11日(金)の期間に(必着)、件名を「○○への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例＝30代)・電話番号を記入の上、ご意見(書式は自由)を次の方法でお寄せください。

①郵送(〒203－8555、市役所施設管理課あて)②直接同課へ持参③ファクス(470・7809)④電子メール(shisetsukanri@city.higashikurume.lg.jp)

詳しくは同課管理調整担当☎470・7764へ。

「(仮称)東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」などについて

地域主権改革一括法が施行されたことに伴い、市では次の条例(素案)を取りまとめました。

▼「(仮称)東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」

▼「(仮称)東久留米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(素案)」を取りまとめました。

これらの案に対して、ご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】閉庁日を除く12月15日(土)～25年1月15日(火)の期間に、介護福祉課(市役所1階)、市政情報コーナー(同2階)、市ホームページでご覧いただけます

【ご意見の提出方法】12月15日(土)～25年1月15日(火)の期間に(必着)、件名を「○○への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例＝40代)を記入の上、ご意見(書式は自由)を次の方法でお寄せください。

①郵送(〒203－8555、市役所介護福祉課あて)②ファクス(470・7808)③電子メール(kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp)

詳しくは同課☎470・7750へ。

第4回市議会定例会12月21日(金)まで開催中

24年第4回市議会定例会が12月21日(金)までの日程で開催中です。今回の議会に上程された市長提出議案は次の通りです。

▼人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて▼専決処分(平成24年度東久留米市一般会計暫定補正予算(第6号))の承認について▼東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について▼東久留米市専用水道事務等の委託について▼平成24年度東久留米市一般会計暫定補正予算(第8号)▼東久留米市防災会議条例の一部を改正する条例▼東久留米市災害対策本部条例の一部を改正する条例▼東久留米市心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例▼東久留米市立図書館地区館指定管理者の指定について▼東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例▼東久留米市下水道条例の一部を改正する条例▼市道路線の廃止について▼市道路線の認定について▼平成24年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)▼平成24年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)▼平成24年度東久留米市介護保険特別会計補正予算(第2号)▼平成24年度東久留米市一般会計予算▼専決処分(平成24年度東久留米市一般会計暫定補正予算(第7号))の承認について▼東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

詳しくは議会事務局☎470・7789へ。

委員を募集します

東久留米市教育振興基本計画の策定に関する懇談会委員

教育委員会では、教育振興基本計画の策定に当たり、ご意見を頂くための懇談会における市民委員を募集します。

【募集人数】2人

【応募資格】12月1日現在、市内に在住・在勤で、平日の昼間に開催する会議に出席が可能な方

【報償】予算の範囲内での報償を支給します

【選考方法】提出していただいた書類により選考します。選考結果は応募者全員に郵送でお知らせします。なお、応募書類は返却しません

【応募方法】12月17日(月)～25年1月17日(木)午後5時に、応募動機を400字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入した用紙(様式は任意)を次のいずれかの方法で送付してください。

①電子メール(gakkotekiseikato@city.higashikurume.lg.jp)②ファクス(470・7811)③郵送(〒203－8555、市役所教育部学校適正化等担当)④直接同担当(市役所6階)へ持参(土曜・日曜日、祝日を除く)

※応募用紙は市ホームページからも取得できます。

詳しくは同担当☎470・7785へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時		相談員	予約開始日・定員など		会場
法律相談	9日	いずれも水曜日午前10時から	弁護士	1月4日(金)・各日8人	午前8時半から電話で生活文化課☎470・7738	市役所2階相談室
	16日・23日			1月10日(木)・各日8人		
税務相談	9日(水)午後1時から		税理士	1月7日(月)・5人		
人権身の上相談	16日(水)午後1時から		人権擁護委員	1月11日(金)・4人		
不動産相談	16日(水)午後1時から		宅地建物取引主任者	1月11日(金)・5人		
交通事故相談	23日(水)午後1時から		弁護士	1月17日(木)・5人		
相続・遺言・成年後見等手続相談	9日(水)午前10時から		行政書士	1月7日(月)・4人		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	23日(水)午前10時から		社会保険労務士	1月17日(木)・4人		
経営相談	平日の午前10時～午後4時		市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	7日	いずれも月曜日午後1時半～4時半	女性カウンセラー	12月17日(月)・3人	午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061	男女平等推進センター
	21日・28日			1月7日(月)・各日3人		
女性弁護士による法律相談	4日(金)午前9時半～午後0時半		女性弁護士	12月21日(金)・3人		
教育相談室	火曜～土曜日	午前10時～午後5時※電話相談も可	教育相談員	中央相談室☎473・3667(成美教育文化会館内教育センター)		
	月曜～金曜日			滝山相談室☎475・8909(西中学校隣)		
母子相談	開庁日		母子自立支援員	子育て支援課☎470・7736		

1月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	9日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	11日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時※電話相談も可☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
消費者相談	平日の午前10時～午後4時※電話相談も可☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東京都でも、「交通事故相談」☎03・5320・7733を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせてください

◆行政相談…1月9日(水)午後1時～4時、市役所2階相談室。篠宮松美氏(南町、☎465・1839)▽岡部佳子氏(幸町、☎474・0379)▽内田國夫氏(弥生、☎462・7265)